

<別紙>

製薬協コード・オブ・プラクティスの概要

日本製薬工業協会
コード・コンプライアンス推進委員会

1. 本年度の製薬協コード・オブ・プラクティス「コード理解促進月間」について

製薬協は、医療用医薬品の適正使用のため、1993 年に「医療用医薬品プロモーションコード」（以下、プロモーションコード）を制定し、会員会社による適正なプロモーション活動の推進の一環として、2001 年より「プロモーションコード理解促進月間」を設定し、プロモーションコードの製薬協内外への認知向上に努めてまいりました。2013 年にはプロモーションコードを発展させた「製薬協コード・オブ・プラクティス」（以下、製薬協コード）を施行し、従来の「プロモーションコード理解促進月間」を『コード・オブ・プラクティス「コード理解促進月間」』と改称して実施してまいりました。

本年度の「コード理解促進月間」は、「誠実な行動で社会の期待に応えます コード遵守が築く信頼」をテーマとし、会員会社が一体となって製薬協コードの遵守徹底に向けて社内点検に取り組んでいくことといたしました。各会員会社の部門・職場毎に、独自の具体的な項目を設定し、その項目を遵守徹底するための点検を実施いたします。

対外的には、製薬協のこうした取り組みを、製薬協ホームページ等を通じて紹介してまいります。

2. 製薬協コード・オブ・プラクティスの概要

製薬協コードは、1993 年に制定したプロモーションコードを発展させて、2013 年 1 月に制定し 4 月より実施している業界の自主規範です。その対象は会員会社の役員・従業員が、研究者、医療関係者、患者団体、卸売業者等に対して行う様々な企業活動全般となっています。

2018 年 11 月に改定された製薬協コードは、「Ⅰ－１. コード・オブ・プラクティス」「Ⅰ－２. 医療用医薬品プロモーションコード」「Ⅱ－１. コード・オブ・プラクティスの解説」「Ⅱ－２. 医療用医薬品プロモーションコードの解説」で構成されています。

また 2019 年 10 月には「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」の全面適用を受け改定いたしました。

本年も、会員会社のすべての役員・従業員の製薬協コードに対する理解を継続して向上させるとともに、対外的にも情報発信をいっそう充実させ、社会の信頼に応え続けることのできる製薬産業を目指す所存でございます。

—本件に関する問い合わせ先—

日本製薬工業協会 広報部 TEL 03-3241-0374